

公営住宅への単身入居

1. 内 容

住宅に困窮している高齢者の公営住宅への単身入居を認めるものです。

2. 対 象

[単身入居の対象者]

(ア) 60歳以上の方※1

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体上の障がいの程度が1級から4級の方

(ウ) 療育手帳の交付を受けているA1からA3、B1・B2の方で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)ただし、介護が必要でない場合は、そのことについて市町村・医師等の証明がある方。

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1から3級(または、医師がそれに相当する程度と証明)の方で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)ただし、3級で介護が必要でない場合は、そのことについて市町村・医師等の証明がある方

(オ) 戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障がいの程度が恩給法別表の特別項症から第6項症まで又は第1款症の方

(カ) 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

(キ) 生活保護を受けている方

(ク) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方、及び中国残留邦人等で支援給付を受けている方

(ケ) ハンセン病療養所入所者等※2

(コ) DV被害者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者を含む)から暴力を受けている者)で配偶者暴力支援センター若しくは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令若しくは退去命令が出された後5年以内の方

※1. ただし、募集住宅一覧表の単身入居可能住宅に若年単身可と記載されている住宅は、上記の要件に該当しなくても単身で入居申込みができます。

※2. ハンセン病療養所入所者等は次に該当される方です。「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間(平成8年3月31日までの間)に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。

3. 所得制限

一般世帯の場合 …… 月収額 158,000円以下
高齢者・障がい者世帯等の場合 …… 月収額 214,000円以下
月収額 : (世帯全員の年間所得額 - 諸控除) / 12

4. 家賃

住宅の広さ等の他 収入に応じて家賃は変わります。

5. 問い合わせ先

本部 (県営住宅管理部管理課)	TEL 092-781-8029
福岡管理事務所	TEL 092-713-1683
北九州管理事務所	TEL 093-621-3300
行橋出張所	TEL 0930-23-2324
筑後管理事務所	TEL 0942-30-2660
大牟田出張所	TEL 0944-51-3500
筑豊管理事務所	TEL 0948-21-3232
直方出張所	TEL 0949-24-4590
田川出張所	TEL 0947-42-9400